

品川区公共基準点等運用基準

品 川 区

令 和 5 年 8 月

品川区公共基準点等運用基準

平成4年7月21日

部長決定

改正 平成5年3月5日

平成11年3月11日

平成28年3月28日

令和元年7月16日

令和5年7月26日

(目的)

第1条 この基準は、品川区が管理する公共基準点等（以下「基準点」という。）の取扱いおよび管理保全に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において基準点とは、測量法（昭和24年6月3日法律第188号）および国土調査法（昭和26年6月1日法律第180号）の規定に基づき、設置した都市基準点をいう。

2 基準点の種類は次のとおりとする。

（1）品川区公共基準点：2級基準点、3級基準点、3級基準点（節点）、4級基準点

（2）地籍図根点：地籍図根多角点、地籍細部図根点

（3）都市再生街区基準点：街区三角点、街区三角点（節点）、街区多角点、街区多角点（節点）

(管理者)

第3条 基準点の統括管理は、区長が行う。

(管理の方法)

第4条 基準点の管理保全については、測量法第22条および第39条を準用する。

2 区長は、「公共基準点使用承認申請処理簿」（第1号様式）と「公共基準点使用に係る包括承認受付簿」（第1号の2様式）を備え、常に使用状況を把握するものとする。

3 区長は、常に基準点の点検整備をするとともに、精度を維持するものとする。

(閲覧・写しの交付)

第5条 基準点の成果簿の閲覧および写しの交付の請求があったときは、土木管理業務支援システムより閲覧または写しの交付を行う。

(使用の申請)

第6条 基準点を使用とする者は、「公共基準点使用承認申請書」（第2号様式）により区長に申請し、承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、土地家屋調査士会は「公共基準点使用に係る包括承認申請書」（第2号の2様式）により土地家屋調査士会会員が基準点を使用する場合の包括申請を、区長に申請することができる。

(使用の承認)

第7条 区長は、前条第1項の申請が適当と認めたとき「公共基準点使用承認申請書」（第2号様式）の受理をもって承認したものとみなす。防災まちづくり部が管理する道路、区有通路、法定外公共物ならびに防災まちづくり部が管理する公園、児童遊園の建築物

を除く部分（以下「防災まちづくり部所管施設」という）および都道、国道以外に設置されている基準点を使用する場合において、区長は事前に基準点が設置されている土地または建物を管理する者（以下「土地建物管理者」という。）に対し、立入り日時を連絡し、その承諾を受けなければならない。

2 区長は前条第2項の申請が適当と認めたときは「公共基準点使用包括承認書」（第3号様式）を申請者に交付するものとする。

（使用条件）

第8条 前条により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の事項を守らなければならない。

- （1） 前条で承認を受けた、防災まちづくり部所管施設および都道、国道以外に設置されている基準点を使用する際は、あらかじめ品川区に作業機関名、測量作業人名、作業日時、作業目的、連絡先などを通知し、立入りの承諾を得ること。
- （2） 自らの身分を証明するものを携帯し、関係人の請求があったときはこれを提示すること。
- （3） 立ち入り範囲は土地建物管理者の許可を受けた範囲とする。
- （4） 建築物および樹木等を破損した場合は、使用者の負担において現状に復すること。
- （5） 基準点の使用により得た測量結果は、承認を受けた目的以外に使用しないこと。
- （6） L形杵・丸杵式の基準点を使用する場合は、使用後の蓋掛けを確実にすること。
- （7） 測量標の使用を完了したときは、「公共基準点使用報告書」（第4号様式）により報告すること。ただし、防災まちづくり部所管施設および都道、国道内に設置されている基準点を使用する場合で、使用した際に測量成果および基準点に異常が認められなかったときは、「公共基準点使用報告書」（第4号様式）の提出は不要とする。

（工事等による保全）

第9条 基準点の付近で、その効用を害するおそれのある工事等を施工しようとする者（以下「工事者」という。）は、工事の施工前に当該基準点の測量を行い「公共基準点付近での工事施工届出書」（第5号様式）を区長に提出し、当該基準点の保全に必要な措置を講じなければならない。

2 前項において効用を害するおそれのある工事とは、次に掲げるものをいう。

- （1） 掘削工事等において、掘削底面端より45°以上の位置に基準点の一部がある場合の工事。
- （2） 車両および重機等の振動が基準点に影響を及ぼすと思われる工事。
- （3） その他基準点の効用を害すると思われる工事。

（効用阻害の確認）

第10条 基準点付近での工事がしゅん工したときには、工事者は当該基準点の測量を行い「公共基準点付近での工事しゅん工報告書」（第6号様式）を区長に提出し検査を受けなければならない。

2 工事者は、区担当者から立会いの求めがあったときは、立会いのもと当該基準点を測量しなければならない。

3 基準点の効用阻害の判定基準は、品川区公共測量作業規程（平成20年3月31日国土交通省告示第413号）および地籍調査作業規程準則（昭和32年10月24日総理府令第71号）に基づくものとする。

（原状回復）

第11条 工事者は、前条第3項の判定基準を超過したときは、「公共基準点復旧承認申請

書」(第7号様式)により区長に申請し、復旧の承認(第8号様式)を受け原状に回復しなければならない。

- 2 故意または過失により基準点を損壊した者(以下「事故原因者」という。)が、原状回復および成果品の修正をする場合には、前項を準用する。
- 3 区長が、前項において事故原因者の原状回復が困難であると認めたときは、基準点の設置位置を変更し、測量を実施させることができる。
- 4 工事者が工事前に基準点を原状の位置に回復することが困難であると判断したときは、区長の承認を得て当該基準点を移転することができる。
- 5 工事がしゅん工したときには、工事者は速やかに「公共基準点設置工事しゅん工報告書」(第9号様式)を区長に提出し、検査を受けなければならない。
(一時撤去および移転)

第12条 工事者(土地建物管理者の行う工事は除く)が、基準点を一時撤去し、または移転しようとする場合には、「公共基準点(一時撤去・移転)承認申請書」(第10号様式)により区長に申請し、その承認(第11号様式)を受けなければならない。

- 2 工事がしゅん工したときには、工事者は速やかに「公共基準点設置工事しゅん工報告書」(第9号様式)を区長に提出し、検査を受けなければならない。
- 3 土地建物管理者の都合により基準点を一時撤去および移転する必要がある場合は、土地建物管理者は「公共基準点(一時撤去・移転)請求書」(第12号様式)を区長に提出するものとする。

(費用負担)

第13条 第9条に規定する基準点の保全に要する費用および第11条に規定する原状回復の費用並びに第12条第1項に規定する一時撤去および移転に要する費用は、工事者または事故原因者がそれぞれ負担しなければならない。第12条第3項に規定する土地建物管理者による一時撤去および移転の請求があった場合は、区が負担する。

(所管)

第14条 この運用基準にかかわる事務は、防災まちづくり部土木管理課において行う。

(その他)

第15条 この運用基準に定めるもののほか、基準点の管理保全について必要な事項は、防災まちづくり部長が別に定める。

付 則

この基準は、平成4年8月1日から施行する。

付 則(平成5年3月5日)

この基準は、平成5年4月1日から施行する。

付 則(平成11年3月11日)

この基準は、平成11年4月1日から施行する。

付 則(平成28年3月28日)

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

付 則(令和元年7月16日)

この基準は、令和元年8月1日から施行する。

付 則(令和5年7月26日)

この基準は、令和5年8月1日から施行する。